

鹿沼市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準
を定める条例の制定について

次のように定める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、本市の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第 2 条 法第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項に規定する特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）に定めるとおりとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。